

会規約

(名称)

- 1 当クラブは『文化スポーツクラブ』（BSC）と称する。

(目的)

- 2 文化スポーツクラブは、幼児からの身体的発達と精神的成長を目指し、単なる体育技術の習得ばかりでなく、体育指導を通じてどのような困難や苦痛にも打ち克つ忍耐力を育て、また、集団行動によって正しい規律・マナー及び協調心を身につけ、虚弱な体質や情緒の不安定・精神的もろさも十分克服し、たくましさづくりを通じた人間づくりを目的とする。

(活動内容)

- 3 当クラブは、体育の初歩指導・練習・試合・発表等を行う。

(活動年度)

- 4 毎年4月に始まり（新入年中児は5月より）翌年3月に終了する。

(指導日時)

- 5 年間、年中35回、年長37回を原則とし、1回の活動時間は1時間30分を基本とする。
- 6 休業日については、年末年始・夏季休業日・冬季休業日・春季休業日等のほかやむを得ない理由により休業することがある。

(入会手続き)

- 7 申込用紙に必要事項を記入の上、保護者の承諾により、申し込む。

(退会)

- 8 所定の用紙に必要事項記入し、事前に提出する。

(入会金・会費)

- 9 (1)会員は別に定める入会金、会費等を銀行口座引き落としにより、納入する。
(2)月会費は毎月5日（休日の場合は翌日）、銀行口座から自動引き落としにより前納する。
(3)休会はありません。退会となる。
(4)入会金は返金しない。
(5)2ヶ月以上の滞納は、退会とする。

(厳守事項)

- 10 会場内では指導員の指示に従い、秩序とチームワークを守り、スポーツマンとして恥ずかしくない行いをする。

(管理及び責任)

- 11 当クラブに過失がある場合、また、不慮の事故については、スポーツ障害保険の範囲内でその責任を負う。

(発行)

- 12 この規則は、昭和63年4月1日から発行する。

(改正)

- 13 平成23年4月1日、改正規則発行